■新潟市中小企業振興基本条例(素案)に対するご意見の概要と市議会の考え方

	記述箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
1	前文	「開港五港の一つとして産業集積地の歴史や文化,環日本海に開かれた拠点性と都市機能を併せ持った政令指定都市」の表現は、「拠点性と都市機能」の部分だけが「政令指定都市」を修飾するようにもとらえられるため、「開港五港の一つとしての産業集積地の歴史や文化及び、環日本海に開かれた拠点性・都市機能を併せ持った政令指定都市」とした方がよい。	新潟市は、「開港五港の一つとして産業集積地の歴史や文化」と「環日本海に開かれた拠点性と都市機能」を併せ持った政令指定都市と理解しており、この表現で意図が伝わるものと考えていることから、原文のままとします。	なし
2		「特に商業者においては,(中略)地域に密着した産業として地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしている。」の部分について,特に商業者だけを取り上げているが,あえて前文に入れなくても良いのではないか。	本条例は、中小企業の振興を図ることにより、地域の活性化や賑わいの創出を目的としており、そのためにそれぞれの地域における商店街などを形成する商業者は重要な役割を果たすとの考えから、条例制定の経緯や基本原理を表す前文にもあえて明記しています。	なし
3		「中小企業者の実態を的確に把握し,意見を適切に反映するよう努めなければならない。」の部分について,誰の意見を反映するかが不明なため,「・・・施策の推進に適切に反映するよう・・・努め」と具体的に記述した方がよい。	本条では、中小企業の振興施策の推進を図るために、中小企業者 の意見を市の施策に反映するよう努めることをより明確に規定するた めこのような表現としています。	なし
4	第4条(市 の責務)	第4条第3項について、「官公需についての中小企業者の受注に確保に関する法律」第7条により、地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注の機会確保のための措置を講じることや組合を契約の相手方として活用することなどが規定されていることから、同項に「この場合においては、組合を市の契約の相手方として活用するように配慮しなければならないとともに、市は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした契約の実績の概要を公表するものとする。」の文言を追加する。	することを目的とした理念条例であり、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に規定する組合の構成員も、本条例に規定する中小企業者に該当します。第4条第3項は、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとの方向性を規定するものであり、個	なし
5	第6条(小 規模企業 者の役割)	第6条(小規模企業者の役割)は、小規模企業者に対して、第5条(中小企業者の役割)に加えて別の役割を課すことになるため、削除すべきである。また、第5条見出しの「中小企業者の役割」は内容的に努力すべきことを規定しているため、「中小企業者の努力」とした方がよい。	小規模企業者は中小企業の86%以上を占め、地域コミュニティのなかでも大きな役割を果たしていますが、近年減少が著しく、特段の支援が求められていることから、国の動向を受け、全国に先駆けて条例に盛り込みました。また「役割」としたことは、それぞれの社会的責任と協働の視点からです。	なし
6	第14条(基 本計画の 策定)	基本計画は、関係者の意向を踏まえて策定することにより、より実効性の高いものとなることが期待されるため、「中小企業の振興に関する基本計画を策定する」の前に「企業、関係団体や各種機関等の意向を踏まえつつ」を追加した方がよい。	企業や関係団体などの意見を適切に反映させることを,第4条(市の 責務)において明確に規定しており,それを踏まえて,第14条におい て市が基本計画を策定することを規定していることから原文のままと します。	なし

本条例は基本理念を定めたものであることから、この条例に沿ってどの ような振興策を実施するかが重要となる。素案では常設の産業振興会 議などを設置することになっていないが、今後戦略的、長期的な視点でご指摘の点については、各業種、各階層よりきめ細やかなご意見を 施策を検討するうえで是非設置する必要があると考える。 市が業者団体等の意見を聞くことにはなっているが、これでは市当局のした部分です。しかし、いかなる名称でも条例に明記することにより、 第15条(関 視野に入らない人たちの意見を反映することはできない。 係者との この条例の意義は、単に中小業者を助けるというだけではなく、教育に 協働) おいても独立・起業の社会的意義を伝えること,新潟の歴史や文化を将「新潟市附属機関等に関する指針」で規定されており,比較的制約 |来につなげ、新しい歴史・文化を創造していくことなど、新潟市の未来を||が多くなることから、条例制定後の施策展開の中で、より機動的な組 みんなでつくっていこうというものであり、教育や文化、公共事業の発 注, 雇用など多方面の施策が必要であり, 是非「産業振興会議」のよう な組織をつくって欲しい。

いただき各施策に反映させるため, 市議会でも苦心を重ねて検討を 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される「附属機 関」となります。本市の場合、附属機関の組織や運営等について、 織を設置することとしています。

なし